

都市計画法第53条第1項の申請に係る 許可基準の緩和について (令和8年10月1日より)

【許可基準の緩和について】

令和8年9月30日まで(現行)

- ・階数が2以下、地階を有しないこと。
- ・主要構造部については木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造で容易に移転または除却できること。



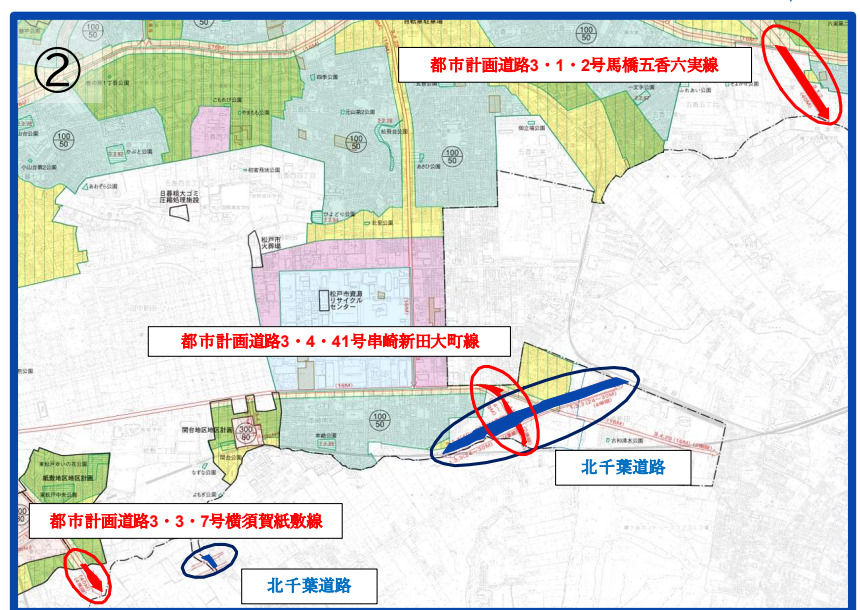
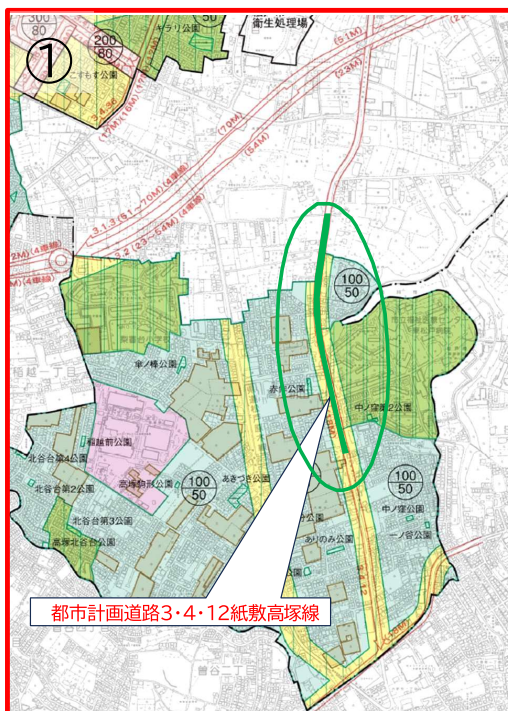
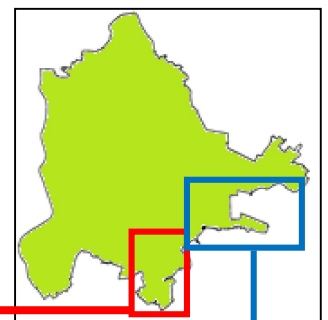
令和8年10月1日以降(一部の地区を除く(下記、「緩和対象外となる区域」参照))

- ・階数が3以下、高さ10mまで、地階を有しないこと。
- ・主要構造部については従来通り、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造で容易に移転または除却ができること。

○ 緩和対象外となる区域

以下の区間については緩和の対象外となります。

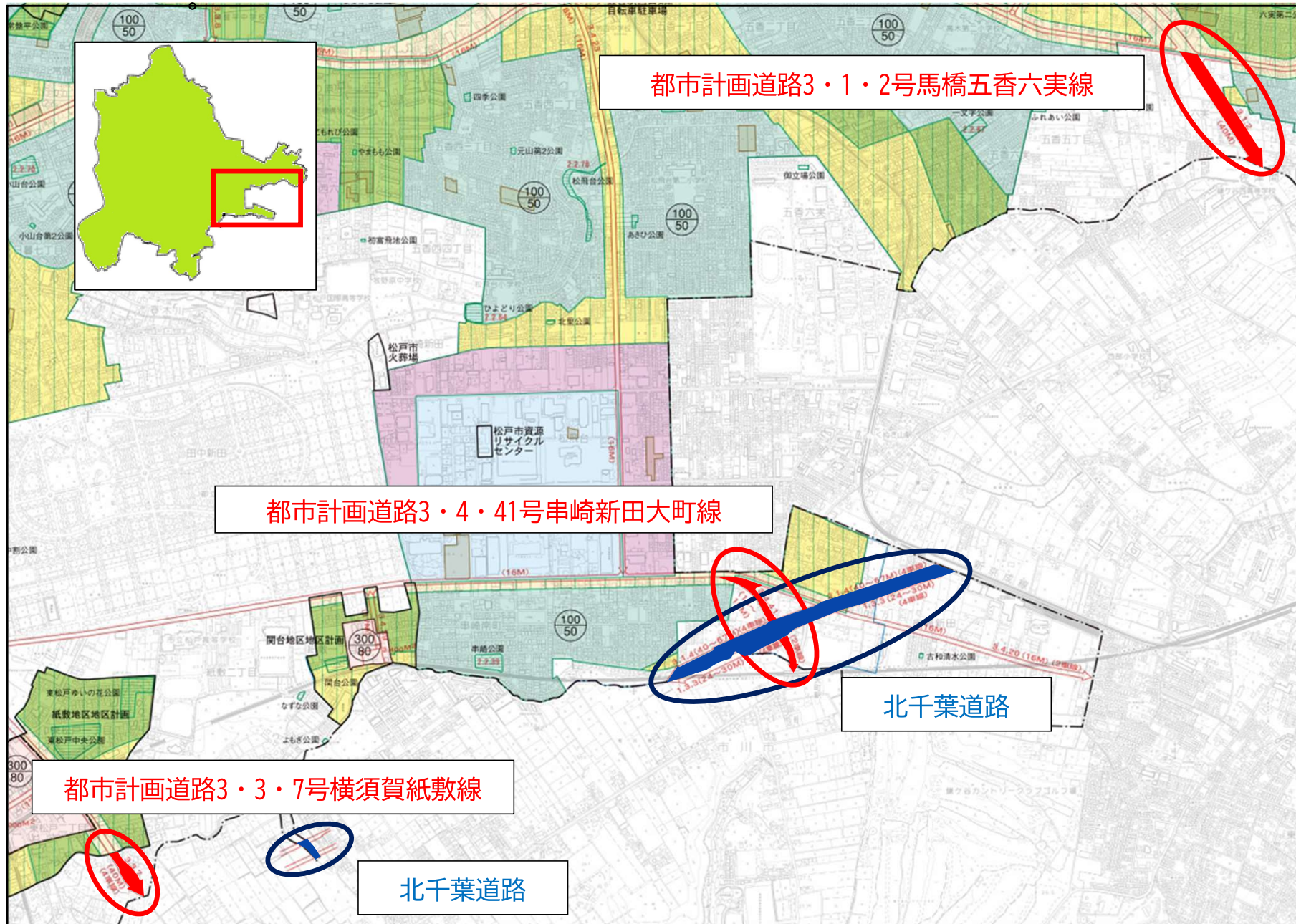
- ◇ なお、対象外区域については順次更新しております。届出の際には、ホームページなどで最新の情報をご確認願います。
- ◇ 本区間については、従来通りの基準(階数が2以下、地階を有しないこと。主要構造部については木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等。)



①緩和対象外となる区域について

以下の区域は緩和の対象外とし、従前の許可基準(※)で運用します。

※ 階数2まで、地階無し、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造で容易に除却できること

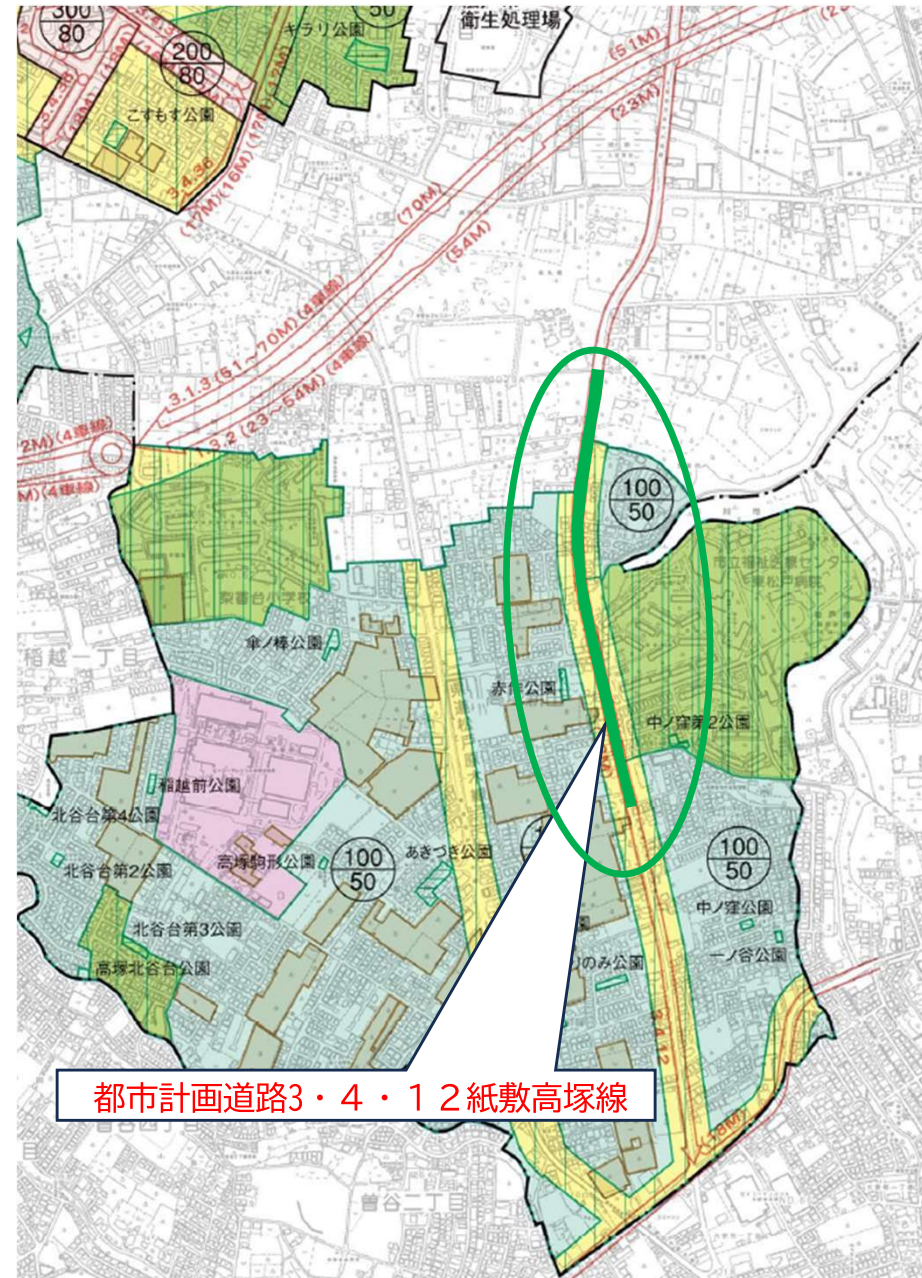
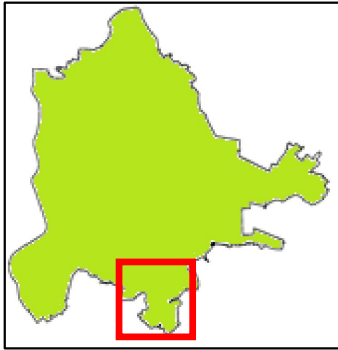


②緩和対象外となる区域について

以下の区域は緩和の対象外とし、従前の許可基準(※)で運用します。

※ 階数2まで、地階無し、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造で容易に除却できること

。



都市計画道路3・4・12紙敷高塚線